

一西村 文面上からすれば町長の言の通りであるが、協議会と対東委員会とを区別することゝ困難である。議会が町長の意志を模倣とすれば、対東委員会は今議員がなすべきであると考えよ。

一議長 協議会の構成は議会の権限が廣く、互に見なければならぬがどうか。

一議長 対東委員会はオブリットに際しては動きがつけにくくなるので、もう少し運用のとれる模倣にしよう。それから対東委員会を解消したい。

一議長 どういう事情にいつかは委員を減らすか、承知して欲しいと思う。

一西村 論理的な意味でなく情勢がどうなるか、その中で解消するということ。どうも考方が進めにくい。

一議長 全体的な対策として、これは全議員でその意向を持って行くか、協議会のあるところに行か、対東委員会を解消したい。

一井村 困難な事はあるが、模倣に模倣的の打開に努めるべきである。議会が意志を表明したもので、ついで協議会が実行に移されるべきである。形を要之に、対東委員会を存置すべきと思う。

一議長 全委員会を一応通過して決まらう。で、新しい委員会を設ける必要はない。

一西村 オブリットに付ては町の方面と米軍の方面とを分けて振興委員と会としてひとつの組織的な対策を考究すべきである。一町長はオブリット問題のみを考えているのでは、誤りである。そのような観点よりすれば、全員の協議会とするべきである。

一船木 今行はなれて、議会の動きは、福生町の振興に資することである。それを行ふに、小委員会を設けてやるべきである。

一西村 オブリット問題の理由が、互々の関係にある理由、どうなるかとすると、それは振興委員会で審議が必要である。

一議長 議会の文面を要する協議会に於ける考えは、互い意思模倣としよう。むしろ、執行模倣としよう。それから、互い意思模倣としよう。互い意思模倣としよう。

一議長 全委員会を解消し、全員の協議会に決定するべきである。

一 入林等の問題について

一 町長 町長の発言によればオリーブの問題は警察問題が主たる原因と考えられる
いづれ警察側と協議されているか

一 町長 三者（五者）合議と云うようなものは聞かれた様であったが業者の中
富士見合は検診問題につき消極的であった

警察側に対する南側の連絡等はなかつたようである。私としては
向記対策については種々考へていた。その實現の期はよく検討しようである。

一 石村 林上と理由の中、売入の行為が導入と云うようなことと云うるか、赤録も合意の
ところか

一 町長 明確には聞かぬが、或程度は了解はあったと思う。

当基地側の検査等については赤録業者など小々相んだので悪い心傷を
与えている。

一 町長 これは業者の自覚を待たねばならない。富士見合と三好合の提携がある
録の取締り等が必要かと考へる。

一 石村

駐留のりりやうに害があると思われ、利益より利益と云うところがある
ところとは、テリトリーの問題である。米軍の立場と所側の立場と認
識し、互に協力的な利益をあげてやるのみか、あるいはどうのでもなく金銭的
なやりとりで結果をささるべきである。またの障り理由をいふ、また小
小論と反響をまとめる。協議合の設置も必要である。

米軍設置の件については当初目的とそれが合致していることと云うことは
考へる必要がある。人中問題についてはそのことと云うことによって問題の建え方
がなされてやうと云うことは遺憾である。

米軍側の側の商店等が営んでいることも衛生都市の形態と併せて
考へておくべきである。

上論の動向については各月の立派な文により、正確に把握するものと
いふ問題解決の方向性については、

向記問題については、

試行なまはかり、意見は、

のまはりより以上と述べる次第である。

議長 赤線については司令官は昨年とは考えが重いと云うのがある。

「競輪」即事務組合の議議員選出について

議長 選挙は本町 福生、能川の三地より一名を選出する。

本町 高橋三郎

福生 田村利一

能川 森田幸三

一五八 能川と同類について

一町長 赤線はこれについての本日の意向は有効適切に禁煙を解除すると云う意向であるので、赤線に沿って連絡協議会を導きたい。

赤線区域についてもそれが扇格に与えられる限り認められると考える。

一般商店街の繁栄、水果についても米軍のみに依存せず、常道に沿って方法をいもてやりたい。これには金融のあせんと、貸付のやり方について、多額の把握についても、正確に把握し、意向を反映するよう。

連絡協議会を設置しこまめたい。

一西村 基地依存による商店経営は、この際考えなほす必要がある。

基地と関連するところは、警察、関係が一つと思う。これには、理髪店側、一貫して、考え方をいもて進めたい。

一田福 町長に催す通訳を在任されたい。

一村権 協議会の役員について、赤線区域の代表を入れる量きたい。

一町長 ところで、勤労者代表を入れる量きたい。

議長 赤線はこれに沿って実施されたい。

一優良町村 視察について

一町長 事務局に於て優良町村を選定されたい。

一西村 視察と遊戯と区切りをつけてやる量きたい。

二八・二〇・一五 協議会

一 出席議員別紙の通り

一 議長 南会 午後六時ニ分

忠霊塔建設

一 町長 各種団体主催による建設は町より町長 議長が委員長となり進めて

きたが常任委員を以て建設委員とし町長が委員長となり議長又各団体
長も副として具体化した設計も五種中より選んだもので百五十万円程なか
かることになった町としてこれに二〇万円が助成されることになっている

募金も許可を得て実施する運びとなり七月三日の委員会に於て割当方法を決定
した私は出席しなかったが委員会の決定に従い下部流した結果どう／＼といた
非難が起った民主主義の現在幾分の反対は止むを得ないとして大部分は応じ
たのであるが方法について取組単位を主張する者もあり了承したが意外に大き

予計となり九月中旬委員会に於て不信任の事が起つた

私としては英電の彰顯と^{野電}子孫の残す物として建設すべきと考へ鋭意建てる覺悟である。尚、記事の金方法につき不足するは分らないて不足分を私が負担する覺悟である。

ある日遺族会より返上の申請が来た然し募金額は仍舊集ったものが三三万四千であるが町会長の手許にあるものも考へると相当額が集るものと思ふ。尚読賣新聞の記事中私の談話で「私は釣金で中心金を集るが読賣新聞を目的として立てるもので意味本位の扱つては三三万と云ふものではない」

一議長 反対申請について遺族会長は根・斎藤氏の了解を得ておいたとのことであるが確認したところではその事實はない。その後町内には書類を持つて行つた

一森誠 各種団体長の会議によりこの問題は隱便にと云うことで私と御互金と遺族会長と訪ねたが問題点は、あまりにも文論がありすぎるうて立てる

ためにはすつかりした形で立てたいと云う気持ちのようであるが極力説得の結果遺族会と相譲して返答するといふ事になった

一議長 遺族会の役員会を開き、總會を招集して町長の出席を求めよう（建路があった）

一町長 建てる位置はグラント東に決定するが出来得ればグラントを含め公園の設計を建設局に依頼し、国も出来たので緑地のところを考へてあるがこの聖賢は九百何万円かゝるので都市計画に指定してもうえは四合一の聖賢ですむと考へるので取組んで、志重塔おて、でも恵地し、たい現状は

一町民代表 中心聖塔建設反対趣意書朗読（鮎沢信太郎代表）

一賛成 （昭和 飛枝）

一船木 町・町議会に於て決定した以上一部の要請により中止するが如きは絶対反対である。これについては説得妥協して建設された讀賣新聞の記事は遺憾であるので訂正を願いたい私の町内に於ては建設には賛成であるが募金

一面打

一井上野

方法につき不満があるようである。当分の間の募金結果は甚だ不良である。少くも反対陳情中の死人より生き残った人にとりかあるが、遺族援護は政府で既にやっているもので町として中心を遺族建設に遷延すべきと考へる。結果的に見るとこの問題は無理があった。遺族の拒否の理由についても五、六人で拒否の態度は内容につき検討を要する。遺族会の持定の人もつきり噴激に思ふ。根本原因は無理さであるので、今後も困難が伴うので、折衝の時期、方法等につき、議会内部に建設委員会を作りやうとやうか、よと思ふ。議会の拒否についても外部からの要請に基いてやうたので、言えな。従つて、今度の問題として建てることには反対がな。この建てることにつき、議会内部に於て実施するべきと考へる。従来遺族の名に於てなされたので、反対も少いが、少くも遺族のよりた石されるのであつたなら、考慮の余地あり。募金に於ては委員長はもと執意を主張すべきである。各町内の状態がまち／＼なのは遺憾である。議員、町内会長に語り

一森田

一田政一

一森田
一石村

早期の実現を計うたい。高昭君葬の案、附については、それとそれとして町内の案、附は町内の案、附として扱われるよう努力されたい。委員長として報告のなかつたことを遺憾とする。かつて五、六は、骨殖、遺体の、硫黄島の、戦烈の、最後に思ふとき、反対するはもつとの外にある。委員長として、極力建てるに努力されたい。遺族会の一員として、五、六は、必死の闘争である。が、先日の遺族会の返上の件については、五、六は、知つていない。極力建てるに努力されたい。こつと、たとは、五、六は、限りの、当事者同様に、任すべきで、議会としては、町行、政に専ねんすべきである。町民運動会の中、についても、議会、こやうな、すわは、やうな、と云うような話もある。通り、この問題は、現存、建てる、小、い、お、墓、金、の一部、については、遺族の、振舞、い、ま、わ、れた、い、軍人と、戦争、犠牲者、との、五、六、につき、向う、を、戦争、犠牲者、と、今、祀、すべき、で、来、る、が、戦争、災、害、に、現、在、する、人、の、遺、族、の、人、も、今、祀、すべき、である。

当船主の発言に依り私の議会でやると言うことは現状の拾収するため
にやるべきである

一町長 中間報告の事については議会で議長が代表としておられるので
理へておいて云々はその必要性は少ないのである

尚暫く不賛については入札通りの賛成がある

昭和飛騨問題については詳細に定めては承知して居らう

中重吉については建設計画があるのを受けておるからと云うて委
員会に譲り得る事はなして置いた

当船主の問題については私は責任を感じては辞任するとは結果的に思ひ
て居る

一田村

この中重吉の建設は名目上明確な意見も出せないために紛糾した
のである御反論に於てはその組織は全般的なものではない反対陳情

に於ても実態を懸念すると云う点には賛成であるが中重吉の建ち
は反対するものである現存する中重吉を参拜する者が何人あるか

未来の福生市を考へる本當に実態を懸念すると云う考へで今一

の猶予を願うのであると検討すべきである

一設楽

船主の問題に於ても設楽直下の冷い状態から稍づつになつたのであるが
昨年の計画がありまゝであるが今回の再論に含め問題と紛糾
している私としては各種団体の協力と計画の実現を望む

一井上

募金の状況は報告された

一民井議長 募金についてはあくまで必要であり募金に頼ることもやれはあくまで同安
である

募金の現状を説明

一西村

情勢判断が困難視すれば私の先程の方法によるべきかと考へるが
委員会が船主問題につき計議されたか

一町長

各団体より三名先小委員を早く早急に開きたいが陳情書に依りて
遺族会の委員の出席を得て置きたい

募金につきは各町会等のみならず各団体も協力されたい

一西村

現状打開として議会で進めべきである

一井上 残金の呈收方法

二貫井 質屋といふ文字を使用してない

三高橋 反対者は部会が感情から出ているものと推察する

昭和従業員の問題でありまが部会には部会の手合を頂いている強制的でない

住居的のあり附である 既に地鎮祭にも議員諸公も参列している 現在においてこれと

云々して町長を責めるのは議会人としてやるべき能い事ではないと信ずる

町会長の努力にも感謝しこれを推進すべきである

議長 梶さんの話によるともう少し議員から建設員を推薦して頂きたいと云つて

いた 小生としてもその方法もよいのではなかつたかと思はれる

西村 拒否の問題はむしろ返すのではなくとりあげた方が解決させるにはよかつた

のではないか 委員を増加するのは人数の問題である、ここ迄来たらはむしろ

外から団体が協力すべきだ

村長 私は時期尚早と初めから考えていた、なぜか雨軍備の問題がはつきり

いつからいつまでかよく分らないから、町の予算も少なかつたのではなかつたかと、議

会が熱意を以てやるべきで雨を免でもよいから、皆が円満に解決したところでやるべきで今更にと限るやうなこともよく

船木 田村初一議員の意見も一つとも思ふが当時議長の話によると、後援会

はもと急を要するといふと云っている、時期をみてと云ふは一寸と不可能ではないか

建設委員を増加することにより、この組内と事り越えることが出来るのではなかつた

時期をみてと云ふ、きつと云ふことは、この際やめて一刻も早く建設するのを望む

村野盛 私はこれと円満にやるべきであると思ふが、種々異論があるが、今晚はこれ

で一応やめておきに協議しなう

小林 幸 遺族の意志が決定してから、それに基いて町の能い交とさせるべきだ

西村 私の三ヶ年計画と云ふのは必ずしも三ヶ年でなく、不足分を税金からしき

ま、少しずつ充當して行けば無理がなく出来るのではなかつたかと云ふが、

井上 既に石井と注文してあると云ふが、

議長 そんなことはない

終了 午後七時四十分

Blank lined area for additional notes or a second page of text.

協議会 二八二 (本会議終了后)

一町会長手当の増額について

一助役 町会長手当につき議員報酬の値上げと併行増額と請願されて来たに

総務委員会の際、全員協議会に諮るよう意見であった

一町木 増額につき割られる気持ちを持っているのでこの際に見て町内会長を任命

するよう考えられた

陳情書 朗読 (助役)

一助役 私としては他委員との関連もあるが、既に答へ来ている旨答へた

一森幸 他町村の例はどうか

一助役 他町連絡員、自治会長と云う名で幾分の手当を支給している

一高彦 町会長の身分は如何

一助役 ポリタム宣言による命令の発止の基、結果の町会長への付いた地味も初め

と協議しているが結論がまだない

一高彦 私の方の町会長の手当は、役場の連絡、町内の指導、連絡と云う仕事も